

定期の報告等及び退院等の請求の審査に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第38条の3の規定による定期の報告等の審査（以下「報告等の審査」という。）及び第38条の5の規定による退院等の請求の審査（以下「審査」という。）に関する事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(報告等の審査に関する事務手続)

第2条 市長は、定期の報告等を病院別に整理し、報告等審査に当たって関係者である委員の属する合議体（以下「部会」という。）での当該報告等の審査が行われないよう努めるものとする。

2 法第33条第7項の規定による届出（同条第1項及び第3項の規定による措置に係るものに限る。）については、市長は、速やかに部会へ当該書類を提出する等、迅速かつ適正な処理を行うものとする。

(報告等の審査結果に関する事後処理)

第3条 報告等の審査の結果、現在の入院形態が適当と部会が判断した場合には、病院管理者等に対して、市長はその旨を通知しないものとする。

2 部会が、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条に規定する精神医療審査会について（平成12年3月28日障発209号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）VI, 1, (4)に掲げる②から⑥までの判断をした場合は、当該報告等の審査の結果に基づき必要な措置を行うとともに、請求者、当該患者及び病院管理者に対し、当該報告等の審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知するものとする。

この場合、市長は、部会に対し、審査結果に基づいて採った措置の内容及び結果を報告する。

(退院等の請求の受理)

第4条 請求者は、法第38条の4に定める者及びその代理人とする。ただし、代理人は弁護士とするが、精神病院に入院中の者が請求する場合で、弁護士を代理人に選出することが困難な場合は、弁護士でない者を代理人とすることができる。

2 請求は書面によるものを原則とする。ただし、精神科病院に入院中の患者が請求する場合で、当該患者が口頭（電話を含む。）による請求の受理を求めるときはそれを認めるものとする。

3 市長は、精神科病院に入院中の患者から退院等の請求の電話相談を受けたときは、その内容及び対応を次の会の審査会に報告するものとする。

4 市長は、実地指導を行った際に入院患者から入院の継続又は処遇に関して不適切な実態があることを聴取したとき、当該患者に対して審査会への退院等の請求手続きをとることを助言するとともに、その場で請求の意志を明確に述べる者については口頭による

請求として受理するものとする。

5 市長は、当該患者が病院に入院していること及び請求を行った者の意志を確認するものとする。また、代理人による請求の場合には、代理権を有することを証する書面を確認するものとする。なお、請求者が家族等の場合は、入院に同意した家族等であるか確認することとする。

(審査に関する事務手続き)

第5条 市長は、請求者、当該患者及び病院管理者に対し、請求を受理した旨を速やかに通知するとともに、審査会に報告するものとする。

2 市長は、当該患者に関する資料として、以下の書類のうち、請求受理の直近1年以内のものについては当該書類を部会へ提出できるように準備するものとする。

- (1) 法第27条に基づく措置入院時の診断書
- (2) 法第33条第4項に基づく届出
- (3) 法第38条の2に基づく定期の報告
- (4) 法第38条の4に基づく退院等の請求に関する資料
- (5) 当該患者の入院する精神科病院に対してなされた実地指導に関する資料（実地指導結果及び当該患者に関して診断がなされたときは当該診断結果を示す資料など）
- (6) その他、会長が必要と認める資料

3 市長は、法第20条による入院（任意入院）が行われる状態にないとの判定が適正に行われているか、法第33条第1項の同意が適正に行われていること、同条第4項に基づく届出が適正に行われていることなどの手続的事項については、事前に点検し、整理表を作成し、審査の便宜を図るものとする。

4 退院等請求中に、請求者から請求を取り下げる旨の申し出が書面若しくは口頭により市長になされた場合又は当該患者が病院から退院した場合は、市長はこれを審査会に報告するものとする。

(退院等の請求における弁護士である代理人への資料の扱いについて)

第6条 部会における資料については、これを開示しないものとする。ただし、請求者が当該患者であって弁護士である代理人がいる場合に、その代理人が意見を述べるうえで必要とするときは、資料を開示するものとする

(審査結果に関する事後処理)

第7条 市長は、請求者、当該患者及び病院管理者又はその代理人に対して、速やかに審査の結果（請求者に対しては理由の要旨を付す。）及びこれに基づき採った措置を通知するものとする。

2 部会での審査の結果、退院等の請求が適当との判断がなされた場合、市長はおおむね1箇月以内に、当該病院管理者が採った措置を確認し、当該措置について審査会に報告することとする。

3 市長は、請求を受理してからおおむね1箇月以内に、やむを得ない事情がある場合に

においてはおおむね3箇月以内に、請求者に対して審査結果及び理由の要旨を通知するよう努めるものとする。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年11月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。